

# 令和2年第11回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和2年10月6日(火)  
午前10時00分開会 午前11時20分閉会
2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室
3. 出席委員(農業委員14名)

1番 中田 安義	2番 木浦 紀幸	3番 神鳥 正貴
4番 中山 誠治	5番 岡 真由美	6番 古川 憲吾
7番 宮本 孝博	8番 梶原 安行	9番 是佐 恵美子
10番 山田 政則	11番 河井 孝之	12番 岩木 國明
13番 沖村 弓枝	14番 河野 義刀	

(推進委員12名)

岩本 博志	吉田 雅子	清水 透	堀田 良昭
小西 礼子	黒田 球貴	松井 祥壮	三田 邦男
安井 多佳子	登 宏太郎	岡村 昭男	倉本 良
4. 欠席委員(0名)  
なし
5. 議事録署名委員  
5番 岡 真由美                      6番 古川 憲吾
6. 会議に出席した委員以外の者  
なし
7. 服務のため出席した者

農業委員会	事務局長	河内 光也
	係 長	比良 大助
	主任主事	武田 枝梨加
(佐伯支所)	主 査	西田 昭子
(吉和支所)	専 門 員	西本 真
(大野支所)	主 幹	小林 公明
(宮島支所)	主任主事	佃 雅文
8. 会議に諮った議題  
《審議事項》
  - (1) 議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(利用権賃借)
  - (2) 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - (3) 議案第51号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - (4) 議案第52号 非農地証明交付申請について

《報告事項》

  - (1) 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (2) 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

《協議事項》

- (1) 協議第1号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
- (2) 協議第2号 非農地通知について

9. その他

(開会 午前10時00分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願ひします。
会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定によりまして、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和2年第11回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数14名、本日の出席委員は14名全員でございますので、法律第27条第3項の規定により本会は成立しております。 続いて、議事録署名委員を指名いたします。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、5番、岡委員、6番、古川委員のご両名にお願ひいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 初めに審議事項から行います。 議案第49号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についてを議案としますが、番号68については議席番号1番の中田委員が関係する案件のため、中田委員、退席をお願ひいたします。 <p style="text-align: center;">＝中田委員 退席＝</p> それでは、事務局から説明をお願ひいたします。
事務局	議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について、説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は、2ページに総括表、3ページに内訳、位置図は1ページになります。 68番、農地の所在地は吉和字駄荷下実操、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の1,691平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和4年12月31日まで、賃貸借の新規設定を行うものでございます。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。 以上で議案第49号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地

	<p>利用集積計画について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。岡委員、お願いします。</p>
5 番委員	<p>5 番の岡です。9 月 25 日に中田委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。番号は 68 番で、地図は 1 番の上の 68 番となります。今までは、他の方が作っておられました。以前の案件にもありましたが、その方が吉和で借りられて作っていた田をほとんど借受者が耕作しており、この度も借受者に耕作してほしいということで、新規の案件が出ました。何ら問題はないと思いますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>はい、意見がないようですのでお諮りします。 議案第 49 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第 49 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定いたします。それでは退席されていた中田委員、席へお戻りください。</p> <p style="text-align: center;">＝ 中田委員 復席 ＝</p>
議長	<p>続きまして議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議案とします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 50 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は 4 ページに総括表、5 ページ、6 ページに内訳、位置図は 1 ページから 4 ページになります。 219 番、農地の所在地は吉和字半坂で、登記地目は山林ですが現況は畑、面積は 1 筆の 2, 985 平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、高齢のため耕作が困難なためで、譲受人は、苗木を育てるための有償の所有権移転でございます。</p>

続いて220番、農地の所在地は吉和字実操で、登記地目は田、面積は1筆、1, 123平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、病気のため耕作困難のため、譲受人は、新規に農業経営を始めるため、賃貸借の設定でございます。

続いて225番、農地の所在地は吉和字石原新橋で、登記地目は田、面積は1筆、1, 616平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、高齢のため耕作困難のため、譲受人は、自宅に近く便利であるため、有償の所有権移転でございます。

最後に226番、農地の所在地は津田字上小原で、登記地目は田、面積は3筆、1, 302平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利移転の理由は、譲渡人は遠方のため耕作困難のため、譲受人は現在耕作している農地に隣接しており便利であるため、無償の所有権移転でございます。

いずれの譲受人も保有する機械等から判断して農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積10アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件を満たしております。

以上で議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局から説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお願いいたします。219番、220番を中田委員、225番を岡委員、226番を松井委員、よろしくお願いいたします。

1番委員

1番、中田です。219番、220番について説明いたします。初めに219番ですが、9月25日に岡委員と事務局で現地へ行きました。譲受人は、林業経営をしておられ、説明にあったように苗木を育てるためということなので、大変良いことだと思います。特に問題はありません。

次に220番ですが、これは譲受人が新しく農業を始めるということで、この田でコンニャクを作ると説明を受けております。これも新しく農業をなさるということで、大変良いことだと思います。特に問題はありません。よろしくご審議をお願いいたします。

5番委員

5番の岡です。225番について説明します。地図は3ページになります。この土地は、赤い印のある右上のところに家があります。これは前回の総会で、審議していただいた案件ですが、今回、この田を買われることになりました。周りの農地にも影響はありませんし、何ら問題はないと思われしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

松井推進委員	<p>津田地区推進委員の松井です。226番についてご説明いたします。9月16日に会長、木浦委員、神鳥委員、事務局2名と現地確認を行いました。農地の所在ですが、佐伯支所から北に位置しております、国際アーチェリーランドの手前になります。地図は4ページです。現地の状況ですが、当該農地は譲受人が過去10年間にわたり利用権設定によりまして水稻を耕作しておりました。譲渡人は、議案書にあるとおり遠方に位置しておられるということで、県外に居住しておられるということで、今後、帰る予定もなく、かつ高齢のため、利用権の再設定はせず、双方合意の上、今回の3条無償移転となったものであります。付近一帯は譲受人の所有地及び利用権設定による農地集積が図られておりまして、水稻を栽培しておられます。農地の移転後も従前と同様に営農を継続されるもので、特に問題はございません。</p> <p>よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。3条の案件でございますが、これについて皆さんからのご意見、ご質問等があればお伺いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。</p>
	<p>《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議はございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明させていただきます。議案書は4ページに総括表、7ページから9ページに内訳、位置図は5ページから12ページになります。</p> <p>初めに187番、農地の所在地は津田字上花上の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆、872平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。</p> <p>次に204番、農地の所在地は友田字法伝平の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆、52平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、進入路として利用するための申請でございます。</p> <p>次に206番、農地の所在地は大野字四郎峠の第2種農地で、</p>

登記地目は田、面積は1筆、146平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するためでございます。

次に211番、農地の所在地は中道字中西の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆、737平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

続いて212番、農地の所在地は中道字中西の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆、965平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

次に213番、農地の所在地は飯山字神田及び字中間の第2種農地で、登記地目は田、面積は2筆、1,831平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

次に216番、農地の所在地は栗栖字五所河内の第2種農地で、登記地目は田、面積は1筆、621平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請でございます。

次に221番、農地の所在地は地御前字大神の第2種農地で、登記地目は畑、面積は1筆、16平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場として利用するための申請でございます。

次に223番、農地の所在地は吉和字石原生地第2種農地で、登記地目は田及び畑、面積は2筆、134平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、庭敷地として利用するための申請でございます。

以上で議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見を伺います。

議案第51号は、9件あります。187番を木浦委員、204番を河井委員、206番を宮本委員、211番、212番、213番を神鳥委員、216番を黒田委員、221番を中山委員、223番を中田委員、よろしくお願いいたします。

2番委員

2番、木浦です。187番について、現地調査結果を報告します。現地調査は8月19日、河野会長、神鳥委員、事務局2名で行いました。譲受人の会社の従業員1名と、それと隣家者の立ち会いで現場を調査しました。本来は、8月に申請されて9月の農地申請にかかる予定でした。図面の下方で、佐伯支所手前の県道を右折して、ずっと山の手へ上がっていく県道で、佐伯支所から2キロ程度上がったところの道筋で、これをずっと上がると虫所

山へ山越えする道です。それで網掛けのすぐ下が隣家者の自宅ということですね。それで、隣家者と譲受人が協議をされて、パネルの配置を隣家者の自宅から少し離すことで協議が整い、今月の総会になりました。防草シートは張らないということですが、この会社はずっと防草シートを張らないかわりに、現地管理はしますということでもきています。隣家者とも話をされているので、立地的には問題ありません。ご審議をよろしくお願いいたします。

1 1 番委員

1 1 番の河井です。2 0 4 番について説明いたします。9 月 1 4 日、小西推進委員、事務局と現地確認に行っております。場所は、地図の 6 ページ、近くにスーパーがあります。この土地を進入路として利用するための所有権移転です。見た目には道路の法面のような土地で、植林して管理されます。周りには譲受人の農地しかありませんので、何ら問題はないものと思います。以上です。

宮本推進委員

宮本です。2 0 6 番についてご報告します。9 月 2 4 日、木曜日に山田委員、私と事務局の方の 3 名で現地確認に行きました。場所は、地図は 7 ページで廿日市市のごみ焼却場から市道を西に 3 0 0 メートルぐらい下ったところで、現在休耕中です。転用目的は、病院職員の駐車場とするためです。現在の道路に沿って西側と、それから道路を隔てた側にも休耕地を利用した駐車場が多くあります。今後、職員の車通勤の増加が見込まれるため、新たに増設するとのことです。被害防除措置については、備考欄にもあるとおり、当該農地には以前行われた近くの谷の砂防ダム工事のための現場事務所が建てられていました。そのため整地も行われており、現状のまま利用して整地工事は行わないとのことです。近くに 1 か所、農地がありますが耕作に影響はないと思われま。以上、報告を終わります。ご審議をお願いします。

3 番委員

3 番の神鳥です。2 1 1 番、2 1 2 番、2 1 3 番について説明いたします。いずれも譲受人が同一のため、三者一括説明とさせていただきます。9 月 1 6 日、黒田推進委員、事務局 2 名、事業者 2 名で、現地確認をいたしました。地図は 8 ページです。8 ページに 2 1 1 番、2 1 2 番、山口県との県境で、上方が羅漢山、小瀬川ダムの源流となっております。2 1 1 番の譲渡人は、高齢のため耕作困難、同じく 2 1 2 番の譲渡人は、高齢のため耕作困難ということでもあります。次に 2 1 3 番、9 ページの地図をお願いします。譲渡人は、先月視察した農園の手前の集落、先月も太陽光申請があったかと思えます。2 1 3 番の譲渡人は、遠距離にお住まいのため耕作困難、三者とも農地が原野化している状態があります。三者とも太陽光発電事業者との 2 0 年間の賃貸借契約で発電事業を行うもので、何ら問題ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

黒田推進委員	<p>推進委員の黒田です。9月16日に、神鳥委員と事務局2名で現地確認をいたしました。事業者も1名、来ておりました。それで、地図は10ページです。位置は下栗栖集会所の近くです。</p> <p>地図を見てもらうと赤い網掛けの周りが黒い線で、囲んでありますが、そこは既に太陽光発電が設置されているところです。現在は、耕作放棄地になっており、太陽光を設置しても他の農地への影響はないと思います。業者と話をしたのですが、ここは現在、黒い網掛けがある太陽光発電のところはまだフェンスも何もしてありません。そのことを聞くと、ここは業者が違っても同じグループなので、全体をフェンスで囲むという話でした。それから除草は、防草シートと草刈りをするということです。ここで一番懸念されるのは一番川下ですが、だんだん耕作者が少なくなって、春先に農業用水の水路を掃除したりするのが大変になるのではないかとと思われるのですが、これはもう仕方ないことだろうと思います。以上です。よろしくご審議をお願いします。</p>
4番委員	<p>4番の中山です。221番について説明します。9月14日、岩本推進委員、事務局2名と現地調査をいたしました。位置図は11ページです。現在、運送会社の駐車場となっております。これ、16㎡、現状は周辺が駐車場に使われております。別に問題はないと思います。よろしくお願いたします。</p>
1番委員	<p>1番の中田です。223番について説明いたします。地図は12ページです。9月25日に、岡委員と事務局と現地調査をいたしました。地図を見ていただくと、申請地の左側が譲受人が管理しておられる住宅でございます。これの庭敷地として利用されるもので、周囲の農地からも離れており、特に問題はないと思われます。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>議案第51号について、地元地区担当委員の意見がございました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いたします。</p>
	<p>《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>意見がないようですので、お諮りします。議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。</p>
	<p>《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第51号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして議案第52号、非農地証明交付申請についてを議案とします。事務局から説明をお願いします。</p>



事務局	<p>議案第52号、非農地証明交付申請について説明させていただきます。</p> <p>議案書は10ページ、位置図は13ページになります。議案と一緒に送付しております現地確認写真が添付されておりますので、議案第52号資料1という、A4の用紙も合わせてご覧ください。</p> <p>214番、農地の所在地は吉和字石原宮垣内、登記地目は畑で、面積は1筆、195平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。</p> <p>書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。</p> <p>以上で議案第52号、非農地証明交付申請について説明を終わります。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて地元地区担当委員の意見をお伺いします。</p>
1番委員	<p>1番の中田です。214番についてご説明いたします。9月25日に、岡委員と事務局と現地調査を行いました。地図を見ていただくと分かるように、樹齢40年から50年の杉が現地には立っております。周りも全て同じような状態で、山林化しており、農地に戻すことは不可能と思われれます。周りも全てこのような状態ですので、特に問題はないと思います。以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま説明がございました。写真もありますが、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いします。</p>
10番委員	<p>これは、写真を見ると、植林のためではないでしょうか。初めから山にするつもりでいたのでしょうか。植林から農地へは、山扱いではなくて、農地扱いそのままになっているわけですか。その後は、どうなのですか。</p>
1番委員	<p>もともと農地のままにされています。</p>
10番委員	<p>植林するということは、初めから山にすることですね。</p>
事務局	<p>はい、そうですね。</p>
10番委員	<p>なぜ、そのときに山へ変えないのでしょうか。</p>

事務局	<p>多分、そのとき申請等がなくて、今回、非農地証明が出たのだと思います。本来であれば植林のときですから、もう何十年も前になろうかと思います。</p>
10番委員	<p>植林のときに、何で農地を山林に変えないのでしょうか。</p>
事務局	<p>そうですね。何十年も前に、国の施策、減反施策などで、植林したことがあったと聞いております。</p>
議長	<p>佐伯地域にはこんなのが大変多くございますよ。もう始末書、顛末書のついた農地、報告も付いている分は皆そうでしょうね。</p>
10番委員	<p>顛末書や始末書を出すのだったら、市役所が出して。</p>
事務局	<p>こちらで始末書ということではないとは思いますが、大変申し訳ないですけども、このような事態は、所有者からの申請でない、こちらも把握できないと考えております。</p>
議長	<p>これについてご意見、ほかにございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>議案第52号、非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より異議等なし》</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第52号、非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定いたします。</p> <p>続いて、報告事項に入ります。今あったような状況、これはどの地域にもあるのですが、非農地の関係、参考になかった。ここは、市街化区域でしょうが、多く始末書、顛末書が付いているようです。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は11ページ、位置図は14ページになります。今月の報告は、令和2年8月12日から令和2年9月10日までの間に受理した3件でございます。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>208番、209番、210番につきましては、既に商業用施設及び露天駐車場として使用しているため始末書が提出されております。いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認め</p>

	<p>ましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところでございます。</p> <p>以上で報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いいたします。</p>
10番委員	<p>この土地はいつから駐車場になっているのですかね。店もありますね。</p>
事務局	<p>商業用施設ができた当時からだと思います。今回は、銀行の融資、別の事情など何らかの関係で、登記簿の地目が田、畑ということで、今回、始末書を出されているとは思いますが、事務局としても気をつける必要があるかとは思いますが。</p>
10番委員	<p>以前も、始末書で何かあったときのために、きちんと管理しておいてくださいと話しています。</p>
事務局	<p>そうですね。こちらも気を引き締め、改めて管理していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いします。</p>
議長	<p>はい。この報告第1号について、ご意見ご質問はございませんか。意見を十分に尊重しながら、今後の事務を進めていかねばならないと考えております。ほかにありますか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようでございます。報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告します。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明させていただきます。</p> <p>議案書は12ページ、位置図は15ページ、16ページになります。今月の報告は、令和2年8月12日から令和2年9月10日までの間に受理した2件でございます。議案の朗読は省略させていただきます。</p> <p>いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。</p> <p>以上で報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届</p>

	<p>出について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。これについて、質疑等があればお願いします。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。</p> <p>続いて、協議事項に入ります。協議第1号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議第1号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について説明させていただきます。</p> <p>当市につきましては、平成25年12月に別段の面積を10アールに修正しております。</p> <p>また、昨年度、空き家に付随した農地の下限面積については1アールに設定しておるところでございます。</p> <p>別段の面積の設定、修正の必要性につきましては毎年検討しなければならないこととなっております。</p> <p>各委員さんにおかれましては、地域の状況や地域の方の意見を把握していただき、11月、来月の総会で各支部長に状況を報告していただきたいと思っております。</p> <p>以上で協議第1号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。ただいま説明いたしましたように、別段の面積は変更を年に1回、改めて確認するというところでございます。つきましては12月の総会で、支部長の意見をもって別段の面積を決定することにしてよろしいでしょうか。11月に話をして12月に、ということでございます。</p> <p>この件は、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">《委員より意見等なし》</p>
議長	<p>質疑がないようですので協議第1号、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積についての協議を終わります。</p> <p>協議第2号、非農地通知について、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>協議第2号、非農地通知について説明させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしております協議第2号、資料1、A4の一覧表、非農地通知候補地一覧表をご覧ください。7月から9月にかけて皆さんに行っていただきました農地パトロールについてですが、このたび資料を取りまとめております。これを、所有者に対</p>

して非農地通知を行いたいと思っております。各支部長に確認していただきまして、問題がないようでしたらこの候補地に通知したいと思っております。先ほど説明がありましたけども、7月から9月の間に、農地パトロールの際に各委員から、ここはもう山林なので非農地通知をしたらいいのではないかとこのところを候補地として挙げて頂いています。こちらにつきまして1件、16番につきましては、登記簿を見ると半分山、半分農地ということだったので、16番については割愛させていただければと思います。そのほかの農地につきましては、1ページから5ページの写真にございますように、かなり山林の様相を呈している状況もございます。こちら、委員に再度確認していただきまして、所有者に非農地通知、山林としていかがかと一応確認をして承諾を得た上、来月以降の総会で非農地通知として議題を上げさせていただければと思います。一度に承諾などはとれないと思っておりますので、来月以降順次、非農地通知ということで議題に挙げさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま協議2号について説明いたしました。これについて質疑等があれば伺いいたします。この、今の1番から17番についてはよろしいでしょうか。これ以外にまた、うちのところこういうようなものがあるあればあるで、事務局と連絡し合って、現地を見て協議させてもらっても結構と思います。

事務局

そうですね。先ほど会長もおっしゃったように、まだ他の場所があればぜひ、事務局にご一報いただければ委員とともに現地を確認して写真を撮って、また皆様方に情報を共有させていただきたいと思っております。

議長

協議2号については質疑がないようですので、非農地通知についての協議を終わります。ないようですので、終わりたいと思っております皆さんには今日、取り入れのさなか大変お忙しいところ、全員のご出席を得まして第11回総会が終わりました。委員各位には、慎重なご審議をありがとうございました。いろいろと課題はありましたが、熱心なご審議でございました。ありがとうございました。

次回、第12回農業委員会総会は11月6日金曜日、当会場で開催する予定にしております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(閉会午前11時30分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（5番委員）

\_\_\_\_\_

廿日市市農業委員会委員（6番委員）

\_\_\_\_\_